

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の生涯学習の振興に資するとともに、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、公民館事業等を行うための施設(以下「生涯学習センター」という。)の設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

- ・本条は、大和市生涯学習センター条例(以下「本条例」という。)の趣旨を表したものです。

【解説】

- ・本条例の趣旨は、市民の生涯学習の振興及び生涯学習センターの設置・管理等に必要な事項を定めることです。

なお、社会教育法は、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的に定められたものです。同法第24条では、市町村が公民館を設置する際に条例の制定が必要であることを定めています。

※社会教育法 第24条

「市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。」

(設置)

第2条 本市に、法第21条第1項の規定による生涯学習センターを設置し、その名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

【趣旨】

- ・本条は、本市の生涯学習センターの設置にあたり、その名称及び位置を規定したものです。

【解説】

- ・本市が社会教育法第21条第1項の規定による生涯学習センターを設置することを定めています。
- ・別表第1では、大和市の5つの学習センターについて、その名称と位置を定めています。

※社会教育法 第21条第1項

「公民館は、市町村が設置する。」

(事業)

第3条 生涯学習センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 生涯学習の振興に資する事業の実施、情報の収集及び相談に関すること。
- (2) 法第22条に規定する事業
- (3) 各種催し及び地域住民の自主的な活動のための利用に供すること。

【趣旨】

- ・本条は、生涯学習センターが行う事業を規定したものです。

【解説】

- ・生涯学習センターが行う事業として、(1)～(3)の事業を定めています。
- ・(2)法第22条に規定する事業とは、公民館（生涯学習センター）が社会教育法第20条の目的達成のために行う事業（定期講座の開設、討論会・講習会・講演会・実習会・展示会等の開催等）のことをいいます。

※社会教育法 第22条（抜粋）

「一 定期講座を開設すること。二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。三 図書、記録、資料等を備え、その利用を図ること。四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。」

※社会教育法 第20条

「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」

(指定管理者による管理)

第4条 生涯学習センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 生涯学習センターの指定管理者の指定等について必要な事項は、大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号。次条において「文化創造拠点等条例」という。）で定める。

【解説】

- ・生涯学習センターの管理を、指定管理者に担わせることを規定しています。
- これにより、生涯学習センターのみならず文化創造拠点等の全体の管理運営を一体化すると

ともに、民間の活力を利用して従来の枠にとらわれない柔軟な生涯学習センター運営を行うことを目指します。

- ・指定管理者の指定等について必要な詳細事項は、「大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例」で定めます。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、生涯学習センターに関する次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 利用の承認に関する業務
- (3) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 施設及び附属設備の維持及び軽微な修繕に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、前項に掲げる業務を行うに当たっては、文化創造拠点等条例第2条に規定する構成施設間の積極的な連携及び機能の融合を図るものとする。

【解説】

- ・指定管理者が行う業務を規定しています。
- ・第1項は、第3条に掲げた事業を具体的に実現していくことを規定しています。
- ・第1項第4号は、生涯学習センター施設や附属の設備を、安全性や利便性を考慮して適正に維持・管理するほか、必要に応じて軽微な修繕を施すことについて規定しています。
- ・指定管理者は、第1項に掲げる業務を行うに当たり、文化創造拠点を構成する「大和市立図書館」「やまと芸術文化ホール」「大和市生涯学習センター」「大和市屋内こども広場」を一体的に管理し、連携及び機能の融合を図るものと定めています。

(開館時間等)

第6条 生涯学習センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 大和市生涯学習センターの施設のうち、市民交流ラウンジの供用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前9時から午後8時までとする。

3 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの施設のうち、駐輪場に自転車を入場させ、又は出場させることができる時間（以下「入出場可能時間」という。）は、午前8時15分から午後9時45分までとする。

4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間、供用時間及び入出場可能時間を変更することができる。

【解説】

- ・生涯学習センターの開館時間は、利用者の利便性を考慮するとともに、仕事帰りの市民などにも利用しやすいよう、午前9時から午後9時30分まで（日曜・祝日は午後8時まで）と規定しています。また、大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの施設のうち、駐輪場の入出場させることができる時間を午前8時15分から午後9時45分までと規定しています。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間、供用時間及び入出場可能時間を変更することができます。

(休館日)

第7条 生涯学習センター（大和市渋谷学習センターを除く。）の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 大和市渋谷学習センターの休館日は、毎月最終月曜日（休日に当たるときは、その前の月曜日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

【解説】

- ・生涯学習センターの休館日を規定するものです。ただし、施設の法定点検等、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て休館日を変更することができます。

(利用者資格等に関する登録)

第8条 生涯学習センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の利用者資格等に関する登録

(以下「登録」という。)を受けなければならない。ただし、公開の室等若しくは大和市生涯学習センター市民交流ラウンジの利用又は大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターアリーナの個人利用については、この限りでない。

2 指定管理者は、登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしないことができる。

(1) 集団的又は常習的に暴力行為を行うおそれのある者

(2) その他指定管理者が管理上その登録を不適切と認めた者

3 指定管理者は、前項の規定により登録をしないときは、その理由を付して、直ちに、その旨を当該登録の申請をした者に通知するものとする。

#### <第1項関係>

##### 【趣旨】

- ・本条は、生涯学習センターを利用しようとする者が利用者資格等に関する登録（以下「登録」という。）を受けなければならない旨を規定したものです。

##### 【解説】

- ・生涯学習センターを利用しようとする者が指定管理者の登録を受けなければならないことを定めています。

ただし、学習センターにはギャラリー（展示専用）のように個人登録での利用を認める用途の諸室や、図書室・生涯学習情報コーナーなど不特定多数の個人でも利用できる空間もありますので、登録の規定は主にホール、会議室等の貸室の利用に関するものとなっています。

#### <第2項関係>

##### 【趣旨】

- ・本条は、指定管理者が特定の場合に登録をしないことができる旨を規定したものです。

##### 【解説】

- ・登録を不承認とする場合として、(1)暴力行為を行うおそれのある団体、(2)その他管理上不適切と認めた団体の2項目を定めています。

##### 【運用】

- ・(2)の「その他管理上不適切と認める場合」として、学習センターを利用する者が個人である（構成員2人以上の団体でない）ときや申請代表者が未就労の未成年者であるとき、同一団体の重複登録、公序良俗違反、営利事業、宗教活動、などが該当します。

#### <第3項関係>

##### 【趣旨】

- ・本条は、指定管理者が登録をしないと決定した場合の事務処理について規定したものです。

##### 【解説】

- ・登録をしないときは、指定管理者は申請者に対し、その理由を付して直ちにその旨を通知するものとしています。

##### 【運用】

- ・登録をしない旨を決定した後、時間を置かずに申請者に通知します。

(登録の取消し)

第9条 指定管理者は、前条第1項の規定により登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) その他指定管理者が管理上支障があると認めたとき。

【趣旨】

- ・本条は、学習センターを利用しようとする者が指定管理者の登録を受けたにもかかわらず、その登録を取り消される場合があることを規定したものです。

【解説】

- ・生涯学習センターを利用しようとする者が指定管理者の登録を受けた場合、その利用者資格たる登録は尊重されるべきで、むやみに奪われるべきものではありませんが、そういったものであっても公益上取り消される場合があることを規定したものです。

<第1号関係>

【趣旨】

- ・本号は、学習センターが不特定多数の方が利用する施設である以上、管理運営のルールを守って頂くことが利用の条件であることを規定したものです。

<第2号関係>

【趣旨】

- ・本号は、指定管理者の管理上支障があると認めたときは登録を取り消すことがあり得ることを規定したものです。

(利用の承認)

第10条 生涯学習センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ第8条の規定による登録を受けた上で、指定管理者の承認を受けなければならない。この場合において、特別な設備等を設け、又は既存の設備等を利用するときは、この旨を申し出なければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する承認をする場合において管理上必要な条件を付することができる。

【趣旨】

- ・本条は、生涯学習センターを利用しようとする者が、指定管理者の承認を受けなければならない

ないことを規定したものです。

**【解説】**

- ・生涯学習センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならないことを規定しています。この場合において、特別な設備等を設けるとき、又は既存の設備等を利用するときは、この旨を申し出なければならないことを規定しています。

<第2項関係>

**【趣旨】**

- ・本条は、指定管理者が利用の承認をする場合において管理上必要な条件を付することができる旨を規定したものです。

**【解説】**

- ・指定管理者が利用の承認をする場合において管理上必要な条件を付することができることを定めています。

**【運用】**

- ・各学習センターの利用案内等により、管理上必要な条件を付しています。

(利用の不承認及び利用承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、生涯学習センターの利用を承認しない。

- (1) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (2) 他の来館者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (4) 葬儀、告別式等に利用するとき。
- (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (6) その他指定管理者が管理上その利用を不相当と認めるとき。

2 前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、利用承認を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、利用者に損害が生じてもその責任を負わない。

- (1) 第10条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 天災等により本市において緊急の必要を生じたとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

## <第1項関係>

### 【趣旨】

- ・本項は、特定の場合に指定管理者が全ての学習センターの利用を承認しないことを規定したものです。

### 【解説】

- ・利用を不承認とする場合として、(1)～(6)の項目を定めています。

### 【運用】

- ・(1)の施設・設備等の損傷については、承認外の施設・設備等の利用や、火気の使用、危険物・不衛生物品等の持ち込みなどがその原因として考えられるため、利用案内等により禁止・抑制しています。
- ・(3)の公序良俗違反については、騒音・怒声・暴力などの迷惑行為の禁止や危険物・不衛生物品・ペットの持ち込み禁止を利用案内等に明記するなどしています。
- ・(6)のその他管理上不適当な場合とは、社会教育法第23条の禁止事項（営利事業援助、宗教団体支援等）に抵触するもののほか、利用案内等により禁止・抑制しています。

## ※社会教育法 第23条第1項、同条第2項

「公民館は、次の行為を行ってはならない。一 もつぱら営利を目的として事業を行い、徳的の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支援してはならない。」

## <第2項関係>

### 【趣旨】

- ・本項は、指定管理者が、特定の場合に利用承認の取り消し又は利用の中止、変更を行うことができる旨を規定したものです。

### 【解説】

- ・利用承認の取消又は利用の中止、変更を行うことができる場合として、(1)～(3)の項目を定めています。

### 【運用】

- ・(2)の天災等とは、地震、洪水、火災、事件、事故のほか、選挙などにより市が緊急に会議室等の利用を必要とする事態を指します。



- ・なお、利用承認の取消等をした場合、利用者に損害が生じても指定管理者はその責任を負いません。

(利用料金等)

第12条 利用者は、利用する室等の区分に従い、利用料金を指定管理者に対して利用の前に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2から別表第6までに掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 4 社会教育関係団体が本来の目的をもって利用する場合その他指定管理者が特に必要と認めた場合は、利用料金を減免することができる。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

<第1項関係>

【趣旨】

- ・本項は、会議室等の利用料金を指定管理者に納入しなくてはならないことを規定したものです。

【解説】

- ・会議室等の利用料金を指定管理者に支払わなければならないことを定めています。

<第4項関係>

【趣旨】

- ・本項は、社会教育関係団体の利用料金を減免することができる旨を規定したものです。

【解説】

- ・社会教育関係団体の利用料金を減免することができる旨を定めています。

<第5項関係>

【趣旨】

- ・本項は、既納の利用料金は還付しないこと及び特に必要と認めた場合は還付することができることを規定したものです。

【解説】

- ・納入済みの利用料金は原則として還付しないことを規定しています。ただし、指定管理者が規則で定めるところにより還付することが可能であることも規定しています。

(入館の制限等)

第13条 指定管理者は、利用者及び公開の室を利用する者（以下「利用者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めたととき。
- (2) 他の来館者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めたととき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めたととき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたととき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) その他指定管理者が管理上その利用を不相当と認めたととき。

【趣旨】

- ・本条は、特定の者に対して指定管理者が入館を拒否、または退館させることができることを規定したものです。

【解説】

- ・学習センターの安全・衛生・学習環境を確保し、施設、設備等の損傷等を未然に防ぐため、特定の者に対して指定管理者が入館を拒否できることを定めたものです。

【運用】

- ・指定管理者は、著しく又は頻繁に、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者その他管理上支障があると認められる者に対して、入館を拒否することができるものとしています。管理上支障があると認められる者とは、利用案内等を守らない者をいいます。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、承認を受けた目的以外に生涯学習センターを利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

【趣旨】

- ・本条は、承認を受けた目的外使用及び権利譲渡等の禁止を規定したものです。

【解説】

- ・「承認を受けた目的」とは、登録申請、利用申請等に際して申請した目的を言います。

## 【運用】

- ・利用者が申請した目的以外での利用及び権利譲渡等をした場合は、登録及び利用承認の取消要件となります。

### (原状回復義務)

第15条 利用者等は、生涯学習センターの利用を終えたときは、直ちに原状に復さなければならない。

2 利用者等が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が利用者等に代わって、これを執行することができる。この場合において、これに要した費用は、利用者等の負担とする。

3 前2項の規定は、利用者等が第11条第2項の規定により利用承認を取り消され、又は利用を中止させられた場合及び第13条の規定により退館させられた場合に準用する。

### <第1項関係>

#### 【趣旨】

- ・本条は、利用者が施設の利用を終えたときには原状回復しなければならないことを規定したものです。

#### 【解説】

- ・利用者には、原状回復の義務があります。

#### 【運用】

- ・施設・設備等の利用後の原状回復・点検・利用報告書提出や、利用承認された時間内で準備・片付けを行うこと（規則第7条第2項に規定）（時間超過で他の利用者に迷惑をかけない趣旨）を利用案内等によって周知しています。

### <第2項関係>

#### 【趣旨】

- ・本条は、利用者が原状回復を行わなかった場合について規定したものです。

#### 【解説】

- ・利用者が施設、設備等を原状回復しなかったときは、利用者に代って指定管理者が執行することができます。ただし、施設、設備等を破損・紛失等した場合、原状回復にかかった費用は利用者が負担することとしています。

#### 【運用】

- ・施設、設備等の破損・紛失時の費用負担については、利用案内等により周知し、市民共通の

財産である施設、設備等の損傷を抑止しています。

- ・この規定に違反した場合は、第11条の適用により利用承認を取り消します。さらに場合により、第9条の適用により登録を取り消します。

(損害賠償)

第16条 利用者等は、生涯学習センターの施設、設備等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は亡失がやむを得ない理由によるものであると市長が認めたときは、この限りでない。

【趣旨】

- ・本条は、利用者が、生涯学習センターの施設、設備等を損傷し、又は亡失したときは、損害賠償の責任を負うことを規定したものです。

【解説】

- ・利用者が、生涯学習センターの施設、設備等を損傷し、又は亡失したときは、原則としてその損害を賠償しなければならないことを定めています。ただし、その損傷又は亡失がやむを得ない理由によるものであると市長が認めたときは、この限りではありません。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

- ・本条は、本条例を施行するにあたり、さらに必要な事項の制定について規定したものです。

【解説】

- ・本条例で規定している事項のほか、生涯学習センターを運営していくうえでさらに必要な事項については、規則で定めることとしています。

【運用】

- ・登録の申請・承認、利用承認、利用料金等の学習センターの利用に係る諸事項については、規則で定めています。

別表第1(第2条関係)

名称	位置
大和市生涯学習センター	大和市大和南一丁目8番1号

大和市つきみ野学習センター	大和市つきみ野五丁目 3 番地 5
大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター	大和市中心林間一丁目 3 番 1 号
大和市桜丘学習センター	大和市福田一丁目30番地 1
大和市渋谷学習センター	大和市渋谷五丁目22番地

【趣旨】

- ・生涯学習センターの名称及び位置を規定した表です。

【解説】

- ・第 2 条に係る生涯学習センターの名称及び位置を定めています。

別表第 2 (第12 条関係)

1 大和市生涯学習センター会議室等利用料金の上限額

室名	金額
講習室	2 時間につき 2,500円
大会議室	同 1,600円
中会議室	同 1,000円
小会議室	同 800円
スタジオ (大)	同 1,500円
スタジオ (中)	同 600円
スタジオ (小)	同 300円
和室	同 1,000円
美術・工芸室	同 2,200円
調理実習室	同 1,600円

備考

- 1 利用の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が 2 時間未満の場合は、これを 2 時間とみなして計算する。
- 2 営利団体 (財産上の利益を図ることを目的として組織された団体をいう。以下同じ。) の利用料金は、通常支払うべき利用料金に 2 を乗じて得た額とする。

2 大和市生涯学習センター市民交流ラウンジ利用料金の上限額

場所名	金額
-----	----

市民交流ラウンジ	1人1回1時間につき 100円
----------	-----------------

備考 市民交流ラウンジは、事前の予約を要さず、当日に利用の承認を受けるものとする。

【趣旨】

- ・第12条に規定する利用料金のうち、大和市生涯学習センターの会議室等の利用料金の上限額について規定したものです。

【解説】

- ・利用料金の上限額は規則第7条により、2時間ごとの時間区分で設定されており、その料金については別表第2のとおりとなっています。備考(1)については、予約した利用時間区分を越えて会議室等を利用した場合、その超過した利用時間が2時間未満であっても、これを利用時間区分で規定する2時間とみなし、その利用料金を算定することを規定しています。
- ・備考(2)については、営利団体の利用料金は、通常支払う利用料金の2倍の額となることを規定しています。
- ・なお、市民交流ラウンジ利用料金の上限額につきましては、令和3年4月から料金が改定されました。

別表第3（第12条関係）

大和市つきみ野学習センター及び大和市桜丘学習センター会議室等利用料金の上限額

室名	金額
会議室	2時間につき 600円
講習室	同 800円
集会室	同 1,200円
和室	同 600円

備考

- 1 利用の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 営利団体の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。

【趣旨】

- ・第12条に規定する利用料金のうち、大和市つきみ野学習センター及び大和市桜丘学習センター会議室等の利用料金の上限額について規定したものです。

【解説】

- ・利用料金の上限額は規則第7条により、2時間ごとの時間区分で設定されており、その料金については別表第3のとおりとなっています。備考(1)については、予約した利用時間区分を

越えて会議室等を利用した場合、その超過した利用時間が2時間未満であっても、これを利用時間区分で規定する2時間とみなし、その利用料金を算定することを規定しています。

- ・備考(2)については、営利団体の利用料金は、通常支払う利用料金の2倍の額となることを規定しています。

別表第4（第12条関係）

1 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター会議室等利用料金の上限額

室名		金額
会議室1		2時間につき 1,000円
会議室2		同 1,600円
会議室3		同 1,300円
会議室4		同 900円
会議室5		同 1,000円
多目的室	会議室6	同 1,500円
	会議室7	同 1,900円
	会議室8	同 1,500円
アリーナ	全面	同 3,600円
	2分の1面	同 1,800円
	個人利用	午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後6時まで及び午後6時から午後9時までの区分ごとに 大人 250円 小人 100円 未就学者 無料

備考

- 1 利用（アリーナの個人利用を除く。）の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 営利団体の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。

- 3 小人とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者をいう。

【趣旨】

- ・第12 条に規定する利用料金のうち、大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター会議室等の利用料金の上限額について規定したものです。

【解説】

- ・利用料金の上限額は規則第 7 条により、2 時間ごとの時間区分で設定されており、その料金については別表第 4 のとおりとなっています。
- ・アリーナの個人利用については、3 時間ごとの時間区分で設定されており、その料金については別表第 4 のとおりとなっています。
- ・備考(1)については、予約した利用時間区分を越えて会議室等を利用した場合、その超過した利用時間が 2 時間未満であっても、これを利用時間区分で規定する 2 時間とみなし、その利用料金を算定することを規定しています。
- ・備考(2)については、営利団体の利用料金は、通常支払う利用料金の額となることを規定しています。
- ・備考(3)については、小人の区分の利用料金で利用可能な者について規定したものです。

2 駐輪場利用料金の上限額

金額	1 日 1 回の上限
360分までごとに100円	200円

備考

- 1 入出場可能時間内に駐輪場から自転車を出場させていないため 1 回の駐車時間が 2 日以上にわたるときの駐輪場の利用料金は、次に掲げる額を合計した額とする。
  - (1) 入出場可能時間内の駐輪場の利用料金を 1 日ごとに算定した額
  - (2) 入出場可能時間を超過するごとに 200 円
- 2 第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、駐輪場の利用者は、利用料金を指定管理者に対して利用の後に直ちに精算し、支払わなければならない。

【趣旨】

- ・大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター駐輪場利用の際の利用料金の上限額について規定したものです。



【解説】

- ・ 駐輪場利用料金の上限額は、別表第4の2のとおりとなっています。
- ・ 備考(1)については、1階の駐車時間が2日以上にわたるときの利用料金を定めたものです。
- ・ 備考(2)については、駐輪場の利用者は、駐輪場利用後直ちに利用料金を支払わなければならないことを規定しています。

別表第5（第12条関係）

1 大和市渋谷学習センター会議室等利用料金の上限額

室名	金額
302スタジオ	2時間につき 900円
303スタジオ	同 1,200円
304講習室	同 1,200円
305講習室	同 1,200円
306和室	同 900円
307会議室	同 900円
308会議室	同 900円
309講習室	同 1,200円
310講習室	同 1,200円

備考

- 1 利用の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 営利団体の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。

【趣旨】

- ・ 第12条に規定する利用料金のうち、大和市渋谷学習センター会議室等の利用料金の上限額について規定したものです。

【解説】

- ・ 利用料金の上限額は規則第7条により、2時間ごとの時間区分で設定されており、その料金については別表第5のとおりとなっています。備考(1)については、予約した利用時間区分を越えて会議室等を利用した場合、その超過した利用時間が2時間未満であっても、これを利用時間区分で規定する2時間とみなし、その利用料金を算定することを規定しています。

- ・備考(2)については、営利団体の利用料金は、通常支払う利用料金の2倍の額となることを規定しています。

## 2 大和市渋谷学習センター多目的ホールの利用料金の上限額

利用日	金額
平日	2時間につき 4,500円
日曜日、土曜日及び休日	同 6,000円

### 備考

- 1 利用の承認を受けて利用する時間を超え、その超えた時間が2時間未満の場合は、これを2時間とみなして計算する。
- 2 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を3,000円以上徴収する場合の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、営利団体の利用料金は、通常支払うべき利用料金に2を乗じて得た額とする。ただし、当該団体が入場料等を3,000円以上徴収する場合は、通常支払うべき利用料金に4を乗じて得た額とする。
- 4 利用料金には、多目的ホールに付随する楽屋の分を含む。

### 【趣旨】

- ・第12条に規定する利用料金のうち、大和市渋谷学習センター多目的ホールの利用料金の上限額について規定したものです。

### 【解説】

- ・利用料金の上限額は規則第7条により、2時間ごとの時間区分で設定されており、その料金については別表第5の2のとおりとなっています。備考(1)については、予約した利用時間区分を越えて多目的ホールを利用した場合、その超過した利用時間が2時間未満であっても、これを利用時間区分で規定する2時間とみなし、その利用料金を算定することを規定しています。
- ・備考(2)については、入場料を3,000円以上徴収する場合の利用料金が、通常支払う利用料金の2倍の額となることを規定しています。
- ・備考(3)については、営利団体の利用料金は、通常支払う利用料金の2倍の額となることを規定しており、当該団体が入場料を3,000円以上徴収する場合は、通常支払うべき利用料金の4倍の額となることを規定しています。

## 別表第6（第12条関係）

### 附属設備及び備品利用料金の上限額

種別	単位	金額
団体用倉庫等	1区画	1月につき 1,000円
貸出設備、備品等	1区画又は各品目の単位	1回につき 500円

備考 この表において「1回」とは、貸出しを受けた当日において、連続して利用する場合をいう。

#### 【趣旨】

- ・第12条に規定する利用料金のうち、附属設備及び備品利用料金の上限額について規定したものです。

#### 【解説】

- ・料金については別表第6のとおりとなっています。

備考については、貸し出し設備、備品等の利用において、貸出しを受けた当日において、連続して利用する場合を「1回」としてカウントすることを規定しています。